

重要なお知らせ



その書類作成、無資格者に任せていませんか？

(電磁的記録を含む)

令和8年1月1日施行！行政書士法改正により罰則規定が強化

「サービス」「無償」のつもりでも、法令違反になる可能性があります。



法改正のポイント：規制の明確化

「名目を問わず」報酬を得て行う書類作成は禁止されます

改正法では、「他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」という文言が追加されました。以下の名目で金銭を受け取っている場合、書類作成費用(実質的な報酬)が含まれているとみなされ、行政書士登録がない者が行うことは「非行政書士行為」として処罰の対象となります。

❌ 顧問料／コンサルティング料

❌ 会費／組合費／積立金

❌ 事務手数料／仲介手数料

❌ 販売代金／家賃／管理費

行政書士の独占業務（3つの定義）

行政書士は、以下の業務を「業」として行うことができる国家資格者です。

※他の法律で別段の定めがある場合を除きます。

(弁護士・弁理士・司法書士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士・海事代理士等の独占業務等)

「官公署に提出する書類」 の作成



県庁、市役所、警察署、保健所、運輸支局などに提出する許認可等の書類。

(例) 建設業許可、農地転用許可、飲食店営業許可、自動車登録、各種補助金申請、開発許可など

「権利義務に関する書類」 の作成



権利の発生・存続・変更・消滅に関する書類。

(例) 遺産分割協議書、各種契約書、定款、示談書、内容証明郵便、念書、協議書など

「事実証明に関する書類」 の作成



社会生活にかかわる交渉を有する事項を証明する書類。

(例) 実地調査に基づく図面類、会計帳簿、議事録、現況調査書、事故状況報告書など



新潟県行政書士会

<https://www.niigata-gyousei.or.jp>



その業務、法令違反ではありませんか？

本業サービスや会員サービスの一環であっても、無資格での書類作成は禁止されています。

事例1 各種組合・団体・金融機関・コンサル会社のケース

状況:「会費」「組合費」「コンサル料」「融資サポート費用」などを得ている会員や顧客に対し、サービスとして以下の書類作成を行った。

- ① 各種補助金の申請書類
- ② 定款(法人設立等)
- ③ 議事録

NG

法令違反

経営指導や融資・ライフプランニング等に付随する場合でもNGです。「無償」とうたっても、会費や融資手数料等に書類作成の実質的な報酬が含まれると法的に判断されます。

事例2 自動車販売店・整備業者のケース

状況:車両販売の際、「車両代金」や「諸費用」をもらって、無資格で以下の書類作成を行った。

- ① 自動車登録申請書
- ② 自動車保管場所証明申請書
- ③ ②の申請書に添付する各種図面類

※ただし、行政書士法施行規則第20条第2項に該当する者を除く。

NG

法令違反

車両代金や販売諸経費等に、書類作成の実質的な報酬が含まれると判断されます。

事例3 不動産会社のケース

状況:仲介手数料や家賃・管理費を得て、顧客に以下の書類作成を行った。

- ① 農地転用許可、飲食店営業許可
- ② 遺産分割協議書、贈与契約書
- ③ 実測図面、現況調査書

NG

法令違反

仲介手数料、売買代金、家賃・管理費等とは別に書類作成報酬をもらっていても違反です。

事例4 他士業(行政書士未登録)のケース

状況:顧問先や依頼者に対し、以下の行政書士業務を行った。

- ① 建設業決算変更届、農地法許可申請
- ② 権利義務・事実証明に関する書類(契約書・議事録等)の作成

※ただし、法令等に基づき正当な付随業務として認められている範囲で行う場合を除きます。

NG

法令違反

資格があっても行政書士登録をしていなければ行政書士業務は行えません。

知らなかったでは済まされない「厳しい罰則」

違反者 本人

1年以下の拘禁刑 または
100万円以下の罰金

法人・事業主(両罰規定)

従業員が行った場合でも、法人・事業主に対して
100万円以下の罰金

※社会的信用の失墜につながります。コンプライアンス体制の見直しをお願いします。

有資格者の皆様へ

法令を遵守し、専門家として確かな安心を ～確かな資格と登録が、お客様との信頼の架け橋に～

行政手続や書類作成の専門家として活動するには、法律に基づいた「行政書士登録」が必須です。令和8年1月1日の法改正により、未登録のまま業務を行うことは、たとえ善意であっても重大な法令違反に問われるリスクが生じます。

ご自身とお客様、そして所属する組織の社会的信用を守るために、有資格者の皆様には適正な登録手続をお願いしております。正当な登録こそが、専門知識を最大限に活かし、安心をお届けするための第一歩です。

行政手続は、国家資格者である行政書士にお任せください。

行政書士の登録状況は、行政書士会のウェブサイトで確認できます。

新潟県行政書士会



新潟県行政書士会

〒950-0911
新潟市中央区笹口3丁目4番地8

お問い合わせ・ご相談

025-255-5225

